

令和 5 年度 税制改正 要望事項 ( 新設・拡充・延長 )

( 国土交通省 国土政策局 地方振興課半島振興室 )

項目名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長								
税目	所得税、法人税								
要望の内容	<p><b>【要望】</b>                  半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、半島振興法第 9 条の 2 第 1 項及び第 9 項の規定に基づき、市町村が策定する産業振興促進計画を主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が認定した地区における法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5 年間、償却限度額：機械・装置にあっては普通償却額の 32%、建物・附属設備、構築物にあっては普通償却限度額の 48%）について、適用期限を 2 年間（令和 7 年 3 月 31 日まで）延長する。</p> <p><b>【現行制度】</b>                  1．製造業・旅館業                  ( 1 ) 対象                  資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等                  資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新増設に係る取得等                  ( 2 ) 取得価額の下限值                  一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合</p>								
	<table border="1"> <tr> <td>資本金の規模</td> <td>1,000 万円以下</td> <td>1,000 万円超 5,000 万円以下</td> <td>5,000 万円超</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>500 万円以上</td> <td>1,000 万円以上</td> <td>2,000 万円以上</td> </tr> </table>	資本金の規模	1,000 万円以下	1,000 万円超 5,000 万円以下	5,000 万円超	取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上
資本金の規模	1,000 万円以下	1,000 万円超 5,000 万円以下	5,000 万円超						
取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上						

		(法人税) 租税特別措置法第45条第3項柱書及び表第2号 租税特別措置法施行令第28条の9第15項第2号、第16項第2号、 第21項、第22項及び第27項 租税特別措置法施行規則第20条の16第7項、第9項及び第10項	
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	- 百万円 ( 400百万円の内 数) ( - 百万円)
新設・ 拡充又は 延長を 必要とする 理由	(1)政策目的 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれない等の地理的条件不利性を抱え、社会減による人口減少と高齢化の進展が全国平均を上回り、就業者も減少している状況にある。これらの課題に対応し、雇用機会を拡大し、ひいては定住を促進するため、半島地域の市町村が策定した産業振興促進計画に基づき、民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を図る。		
	(2)施策の必要性 半島地域においては、地理的条件不利性により人口流出が生じ、同地域の活力が失われてきている。これらの課題に対応するには、雇用の場の確保を図り、若年層の人口流出の抑制や地域経済の活性化が必要である。 このためには、市町村が策定する産業振興促進計画に基づき、半島地域における就業者数の業種別割合において相対的に大きい割合を占める製造業、半島地域の恵まれた観光資源や農林水産物を有効に活用した旅館業・農林水産物等販売業、また、新たに立地する可能性がある情報サービス業等について、市場が求めるニーズに対応できるよう設備投資が円滑に行われるようにする必要がある。これらを踏まえれば、本特例措置の適用期限の延長が必要である。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する 業績指標 79 半島地域の総人口における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比
		政策の達成目標	半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超）（毎年度）
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超）（毎年度）
		政策目標の達成状況	令和3年度の半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比は、0.76となっている。

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和4年度 172件          令和5年度 163件          令和6年度 156件</p> <p>令和4年度分は関係道府県へ聞き取った結果をもとに算出したもの、令和5年度及び令和6年度分は令和4年度分の数値を基に算出した推計値。</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置を毎年活用することにより、最新の設備の導入、新規の顧客開拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模の新規雇用を実現している事業所が複数ある等、投資促進及び雇用創出の両面から有効であると考えられる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置          (減収補填措置：事業税、不動産取得税及び固定資産税)          (関係法令)          ・半島振興法第17条          ・半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>半島振興広域連携促進事業 67百万円          都市・地域づくり推進調査費 18百万円          (令和5年度概算要求額)</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興及び定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体による取組を一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。          半島地域の振興に必要な基礎的な知見の調査を行う。</p> <p>これに対し、本特例措置は、民間事業者による各種の事業の立ち上げに必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的・支援対象が異なることから、両者の間に代替性はない。</p> <p>また、ソフト施策と本特例措置が一体的に運用されることで、例えば予算事業により半島地域の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、本特例措置により速やかな事業化を促進することができる等、相乗効果が生まれることが期待される。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、半島振興対策実施地域のうち主務大臣が認定した産業振興促進計画の実施地区における製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等を対象としているものであり、当該計画を策定した市町村の産業振興の方針にも合致す</p>

			<p>るものである。</p> <p>さらに、民間投資を刺激するのみならず、雇用の創出効果も期待されることから、施策の妥当性は高いと考えられる。</p> <p>半島地域では、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行しており、本特例措置により緩和されているとはいえ、今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。これを踏まえ、半島地域の市町村が策定した産業振興促進計画に基づき、民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を実現することが必要である。</p>																
<p style="writing-mode: vertical-rl;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>		<p>(単位：(適用件数)件、(適用額、減収額)百万円)</p> <table border="1" data-bbox="564 584 1460 757"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用額</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年</td> <td>204 (150)</td> <td>1,748 (1,529)</td> <td>406 (355)</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>171 (162)</td> <td>1,721 (1,816)</td> <td>399 (451)</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>185 (161)</td> <td>1,815 (2,041)</td> <td>421 (473)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出典】関係道府県に聞き取った結果をもとに算出。  ( )内は前回要望時の見込値  (前回要望との乖離の理由)  前回要望時の聞き取り調査では税制特例適用の意向がなかったが、後日適用に至った案件が確認されたため。ただし適用額減少は、より実態に近づけるために計算に使用する適用耐用年数を細分化したことによる。</p>		適用件数	適用額	減収額	令和元年	204 (150)	1,748 (1,529)	406 (355)	令和2年	171 (162)	1,721 (1,816)	399 (451)	令和3年	185 (161)	1,815 (2,041)	421 (473)
		適用件数	適用額	減収額															
	令和元年	204 (150)	1,748 (1,529)	406 (355)															
	令和2年	171 (162)	1,721 (1,816)	399 (451)															
令和3年	185 (161)	1,815 (2,041)	421 (473)																
<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>		<p>半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却租税特別措置法の条項  租税特別措置法第45条  適用件数  平成30年度：82件  令和元年度：72件  令和2年度：73件  適用総額  平成30年度：725百万円  令和元年度：547百万円  令和2年度：688百万円</p>																	
<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>		<p>本特例措置は半島振興において重要としている業種に係る設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置を毎年活用して最新の製造設備を導入することで、数十人規模の新規雇用を実現している事業所もある等、投資促進及び雇用創出の両面から有効であると考えられる。</p> <p>これらを踏まえれば、当該特例措置が、地域の自立的発展に寄与する有効性を有していると考えられる。</p>																	
<p>前回要望時の達成目標</p>		<p>半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)(毎年度)</p>																	

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>20代後半から30代の子育て世帯等の転入などもみられた結果、令和3年の社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比は0.76であり、目標値は達成してはいるものの、全体として社会減であることは変わらず、また、年度ごとに上下しているため今後も予断は許さない状態である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和61年度 創設（機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超）  昭和63年度 適用期限の2年間延長  平成2年度 適用期限の2年間延長  平成4年度 適用期間の2年間延長（1,900万円超）  平成6年度 適用期間の1年間延長  （機械等 14/100 建物等 7/100 2,100万円超）  平成7年度 適用期限の2年間延長  平成9年度 適用期限の2年間延長（2,300万円超）  平成10年度 特別償却率引下げ（機械等 14/100 13/100）  平成11年度 適用期限の2年間延長（機械等 12/100 建物等 6/100）  平成13年度 適用期限の2年間延長（機械等 12/100 11/100）  平成15年度 適用期限の2年間延長（2,500万円超）  平成17年度 適用期限の2年間延長（機械等 11/100 10/100）  旅館業の追加（半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区：建物等 7/100）  平成19年度 適用期限の2年間延長  （旅館業：建物等 7/100 6/100 2,000万円超）  平成21年度 適用期間の2年間延長  平成23年度 適用期限の2年間延長  旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加  平成25年度 割増償却へ改組  旅館業、情報サービス業等の追加  取得価額要件の引下げ（2,000万円超 500万円以上）  平成27年度 適用期限の2年間延長  平成29年度 適用期限の2年間延長  令和元年度 適用期限の2年間延長  令和3年度 適用期限の2年間延長</p>